東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２０年　８月１２日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	高圧注水系の電動弁開閉試験において、ミニマムフロー弁が全閉にならないことが確認されたため、保安規定で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言し、原子炉隔離時冷却系と自動減圧系が動作可能であることを速やかに確認した。その後、当該弁を確認した結果、実際には全閉になっており、高圧注水系の機能に問題がないことを確認したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。	Ａｓ	8月12日公表済 (PDF177KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：７件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	排ガス放射線モニタ自動採取装置の動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	２号機	原子炉建屋真空掃除系配管のホースジョイント(中地階北西側)部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	４号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器保持ポンプメカニカルシール部よりリーク（１滴／分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	４号機	気体廃棄物処理系排ガス抽出器（Ｂ）出口流量にハンチングが認められたため、当該抽出器を点検・修理	D	
5	５号機	タービン建屋地階バッテリー室換気空調系局所空調機用ドレン配管に排水不良が認められたため、当該ドレン配管を点検・清掃	D	
6	５号機	主高圧タービン前部操作盤の扉押さえ金具に破損が認められたため、当該金具を修理	D	
7	集中環境施設	ペレット等固化設備ペレット抜取台車の車輪に動作不良が認められたため、当該台車を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・　以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊　安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊　管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・　原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・　計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・　原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・　原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・　圧力抑制室等への異物の混入 ・　原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで